

物価連動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件

平成十六年二月十八日

財務省告示第七十八号

- 一 国
- 二 外国法人（外国政府、外国中央銀行及び国際機関等を含む。ただし、国債の利子につき所得税が課される者を除く。）
- 三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者
- 四 租税特別措置法第九条の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける者
- 五 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十一条第一項又は第三項の規定の適用を受ける者
- 六 租税特別措置法第五条の二第一項第一号の規定の適用を受ける同条第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人
- 七 信託（その信託財産に属することとなる物価連動国債の利子が第一号から第五号までに掲げる者に帰属することとなるものに限る。）の受託者
- 八 所得税法第一百七十六条第一項の規定の適用を受ける者（第三号及び前号に掲げる者を除く。）

九 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九第四号に掲げる者（租税特別措置法第八条第三項の規定の適用を受ける者に限る。）